

2025(令和7)年9月1日

最高裁判決への対応に関する専門委員会

委員長 岩村 正彦 殿

## 専門委員会の運営に関する意見書

いのちのとりで裁判全国アクション

事務局長 弁護士 小久保 哲郎

### 1 私たちの要請内容

本年8月13日に開催された第2回専門委員会においては、私たち「原告関係者ヒアリング」が行われ、その最後に当職は原告関係者を代表して、貴委員会に対し、以下の要請を行いました。

#### 1 審議の徹底した公開と透明性の確保

- (1) 現場での一般傍聴(少なくとも訴訟関係者の特別傍聴)を認めること
- (2) 録画のアーカイブ配信をすること
- (3) 会議日程については決まり次第できる限り早く公表すること

#### 2 私たち(原告・弁護団)の意見を真摯に受け止めること

- (1) 私たちが適宜作成する書面を資料として専門委員会において配布すること
- (2) 審理の終盤に再度直接意見表明する場を設けること

そして、最後に、厚労省から当該ヒアリング終了後の退室を求められている点について、せめて当日は退席せずに傍聴することを認めようように要請するとともに、私たちからの要望事項について、委員ひとり一人が意見表明のうえ、厚労省の意向とは独立した中立・公正な専門委員会としての判断を求めました。

### 2 一方的な退席要請に対する抗議

ところが、岩村委員長は、「最後、小久保参考人から御要望をいただいたところではあります

けれども、これについては、またあの～、今日は伺ったということにさせていただいて検討させていただきたいと思います」と述べて参考人ヒアリングを打ち切ろうとしました。

これに対し、当職が抗議し、委員の方々の意見を聞くよう求めたところ、岩村委員長は、「今日は私の方で全体の運営を進行させていただくということですので、今日は承らせていただくということにさせていただきたいと思います」、「今日のことはまた話をさせていただきたいと思います」と述べて、一方的に休憩を宣言し、当職の発言中に YouTube 中継の画面と音声は打ち切られたため、私たちは退席せざるを得ませんでした。

当事者の意見を真摯にうかがいたいと述べて呼んでおきながら、一方的にヒアリングを打ち切って退席を求めるのは余りに失礼であり、当事者を蔑ろにし侮辱するものです。

また、私たちは、第 2 回委員会への出席要請があつて以来、厚労省に対し意見陳述後、そのまま傍聴させるよう要請していましたが、厚労省からは、傍聴は認めず意見陳述後は退席するように告げられていました。岩村委員長が、隣にいる竹内尚也保護課長が何度も大きくうなづく中、合議による検討を諮らず独断で私たちの退席を求めたことからすれば、岩村委員長が一方的に休憩を宣言し、直後に厚労省が YouTube の画面と音声を打ち切ったのは、両者の間で予め合意された筋書きであるとは考えられません。こうした専門委員会の運営のあり方は、同委員会の公平・中立性と合議体としての機能に強い疑念を抱かせるものです。

私たちは、上記の専門委員会の運営のあり方について嚴重に抗議するとともに、厚労省から独立した公平・中立な運営を行うよう、強く求めるものです。

## 2 適宜の反論の必要性

また、第2回専門委員会において、太田委員から、私たちに対し、生活保護法8条2項の「最低限度の生活の需要…(中略)…をこえないものでなければならない」の解釈をめぐって、老齢加算福岡訴訟最判の「高齢者の特別な需要が認められないというのであれば、老齢加算の減額又は廃止をすべきことは、同項の規定に基づく要請である」の文言を根拠として、これが法的義務であるかのような質問がなされました。

しかし、太田委員が根拠とする「同項の規定に基づく要請である」との文言は、それ以外の3つの老齢加算訴訟最判では用いられておらず、法的義務でないことを示す「同項の規定に沿うところである」との文言に修正されています。また、本専門委員会で検討している本判決も、わざわざ老齢加算東京訴訟最判と、同福岡訴訟最判の双方を参照して、「同項の規定に沿うところである」と書き換えています。詳細は、伊藤建弁護士への補足説明書に記載のとおりです。

もし、私たちに反論をする機会が保障されていなければ、こうした看過し難い過誤を前提として、本判決の対応に関する議論が進んでしまうこととなります。私たちは、本判決の訴訟当事者であり、この問題の1番の専門家です。審理の終盤に再度直接意見表明する場を設けることはもちろん、厚労省からだけの一方的なレクチャーだけでなく、私たちが適宜作成する書面を資料として専門委員会において配布することは、過誤・欠落のない議論を進めるうえで不可欠です。

### 3 改めての要望事項

一方で、岩村委員長は、上記1で述べた私たちからの要望事項について、「検討させていただきたい」、「また話をさせていただきたい」と述べたところであり、その検討結果について、すみやかに明らかにし、9月8日の第3回会議から取扱いを改善していただくよう改めて要望致します。

本書面は、第2回専門委員会における当職発言の内容を補足するものですので、同委員会における資料として扱い、委員の方々に配布するとともに専門委員会 HP に掲載するよう求めます。また、第2回専門委員会における太田匡彦委員からの質問に関する伊藤建弁護士の補足説明資料についても、同様の扱いとすることを求めます。

以 上